

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

# コーポレートガバナンス

GRI102-18 GRI102-22 GRI102-23 GRI102-24 GRI102-28 GRI405-1

## コーポレートガバナンスの体制

日産ではコーポレートガバナンス体制を強化すべく、新たな体制の構築に取り組み、2019年6月25日より明確な形で執行と監督・監視・監査を分離できる指名委員会等設置会社に移行しました。これまで取締役が重要業務の執行と個々の取締役の職務執行に対する監督を行っていましたが、指名委員会等設置会社への移行に伴い、執行と監督の役割を分離。新たに設置した執行役が業務の執行を担い、取締役会が職務執行の監督に注力することで、意思決定の透明性を向上させるとともに迅速で機動的な業務の執行が可能になりました。また、取締役会において社外取締役を過半数に増員することで、多様な視点を経営に反映させるとともに、監督機能のさらなる強化を図っています。取締役会には取締役候補者を決定する指名委員会、取締役および執行役の報酬を決定する報酬委員会、取締役および執行役などの職務執行を監査する監査委員会という3つの委員会を設置しています。各委員会においても社外取締役が過半数を占めており、指名・報酬を社外取締役がけん引することで、経営の健全性を確保するとともに、取締役会その他の機関が監督・監視・監査を実施し、内部統制、コンプライアンスおよびリスク管理体制の実効性を担保しています。執行役および役員は、取締役会その他の機関による監督・監視・

監査に対して常に真摯に対応していきます。

また、日産ではすべてのステークホルダーに対して明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況や実績を速やかに高い透明性を持って開示しています。さらに、さまざまなモニタリングシステムを活用しながら経営の透明性を維持する企業統治の体制を構築するとともに、事業目標の達成を阻害する要因であるリスクを適切に評価し、管理しています。世界の各拠点が連携しながら管理体制をグローバルに整備し、従業員・ビジネスパートナーへの啓発活動に取り組んでいます。今後ガバナンス情報をさらなる透明性を持って開示することを目指します。

\* コーポレートガバナンスオーバービューに関する詳細はこちらをご覧ください

[https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Overview\\_JP.pdf](https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Overview_JP.pdf)

\* コーポレートガバナンスガイドラインに関する詳細はこちらをご覧ください

[https://www.nissan-global.com/PDF/190625-02\\_01\\_JP.pdf](https://www.nissan-global.com/PDF/190625-02_01_JP.pdf)

\* ガバナンスのデータに関する詳細は以下のページをご覧ください

[>>> P239](#)

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

GRI102-18 GRI102-19 GRI102-22 GRI102-23 GRI102-28 GRI405-1

## コーポレートガバナンス体制の変革

日産は、2019年6月25日に、指名委員会等設置会社へと会社の体制を変更し、指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置しました。

### ◆新体制の主なポイント

- ① 執行と監督の分離
- ② 取締役会の独立性の向上
- ③ 意思決定プロセスの透明性向上
- ④ 迅速で柔軟性ある業務執行

## 取締役会の役割



## 取締役会の体制

取締役会は、独立性を有する社外取締役がけん引し、多様な視点から経営の基本方針を決定するとともに、執行役などの職務執行を監督する役割を担っています。取締役を構成する員数を適正な規模とすることで活発な議論と迅速な意思決定を実現しています。また、構成員数の過半数が独立性を有する社外取締役であり、取締役会の議長も独立性を有する社外取締役とすることで、社外取締役によりけん引される環境を創出しています。取締役会では、経営の基本方針はじめ、法令、定款および取締役会規則で定めた重要事項の決定を行っています。また、効率的で機動的な経営を行うため、業務執行に関する権限の多くを執行役に委譲しています。2020年3月末時点において取締役会は取締役12名で構成されており、そのうち7名が独立性を有する社外取締役（うち女性2名）となっています。

\* 各取締役に関する詳細はこちらをご覧ください

<https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

\* 2019年度取締役の活動状況に関する詳細はこちらをご覧ください

[>>> P018](#)

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

GRI102-22 GRI102-24

## 指名委員会の体制と権限

権限・役割	決定事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定の権限である株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する</li> <li>・取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容を決定する</li> <li>・社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役候補の選解任議案</li> <li>・代表執行役の選解任議案</li> <li>・CEOサクセッションプラン</li> <li>・取締役議長および副議長の選解任議案</li> <li>・各委員会の委員長および委員の選解任議案</li> </ul>

指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち5名が独立社外取締役（うち1名女性）です（2020年3月末時点）。当委員会では、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容の決定、および社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う権限を有しています。

\* 2019年度指名委員会の活動状況に関する詳細はこちらをご覧ください

[>>> P020](#)

GRI102-22 GRI102-35

## 報酬委員会の体制と権限

権限・役割	決定事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬などの内容に係る決定に関する方針、また、取締役および執行役の個人別の報酬などの内容を決定する</li> <li>・取締役および代表執行役の個人別の報酬額を決定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役・執行役の報酬に関する方針や仕組み（報酬方針、水準、構成、基本報酬、短期・長期インセンティブ、手当など）</li> <li>・各取締役・代表執行役個人の報酬額または（非金銭的な報酬の場合）特定の報酬の内容</li> <li>・各執行役個人の報酬額または（非金銭的な報酬の場合）特定の報酬の内容</li> </ul>

報酬委員会の委員(委員長を含む)は、4名すべて独立性を有する社外取締役としています（うち女性2名）。（2020年3月末時点）当委員会は、法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬などの内容に係る決定に関する方針、取締役および執行役の個人別の報酬などの内容の決定に加え、取締役および代表執行役の個人別の報酬額を決定する権限を有しています。

\* 2019年度報酬委員会の活動状況に関する詳細はこちらをご覧ください

[>>> P021](#)

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

GRI102-22

## 監査委員会の体制と権限

権限・役割	決定事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行役などの職務執行状況や取締役会の監督機能の実効性を監査（モニタリング、監督）する</li> <li>・ 執行役、従業員、子会社に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または業務および財産の状況の調査を行う</li> <li>・ 取締役、執行役、また従業員の不法行為について差し止め請求を行う</li> <li>・ 年次監査報告書を作成する</li> <li>・ 会計監査人を選解任する</li> <li>・ 会社が取締役もしくは執行役に対して訴えを提起し、または取締役もしくは執行役が会社に対して訴えを提起する場合、当該訴えについて、選定監査委員が会社を代表する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会に提出する年次監査報告書</li> <li>・ 監査方針、監査規程、監査委員会の年次監査計画、また関連予算</li> <li>・ 会計監査人の選解任に関する株主総会議案</li> <li>・ 監査委員会室のスタッフの選任</li> <li>・ グローバル内部監査室の年次監査計画、予算および人員計画。グローバル内部監査室責任者の選任と評価</li> <li>・ 取締役および執行役に対する訴訟の提起</li> </ul>

監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役（うち女性1名）です（2020年3月末時点）。当委員会では、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じて、執行役、執行役員および使用人から、当社およびグループ会社の業務執行に関する報告を受けています。また、委員長は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役などと、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議などに出席し意見を述べ

るとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員および使用人に対して説明または報告を求めています。委員長が収集した情報については、適時に他の委員にも共有されています。

さらに、当委員会は、監査の実施に当たり、当委員会、内部監査部門および会計監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取り組みを実施しています。当委員会のリーダーシップのもと、三者間での連携により、監査上の指摘事項およびその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上を図っています。また、当委員会は、内部監査部門を管轄し、定期的に内部監査計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っています。

加えて、当委員会は、執行役などのマネジメントの関与の疑義がある内部通報の通報先となり、関係する執行役などが通報者および通報内容を知りえない体制を構築のうえ、その対応に当たっています。

\* 2019年度監査委員会の活動状況に関する詳細はこちらをご覧ください

[>>> P022](#)

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

GRI102-22

## 取締役会の特長

### 取締役会と委員会構成における高い独立性

- ・ 取締役の過半数が独立社外取締役。
- ・ 指名委員会と監査委員会の過半数が独立社外取締役。  
また、報酬委員会は全員が独立社外取締役。
- ・ 取締役会議長および各委員会の議長はすべて独立社外取締役。

取締役会 12名中7名が独立社外取締役

委員会	<b>指名委員会</b> 6名中5名が独立社外取締役	<b>報酬委員会</b> 全員が独立社外取締役
	<b>監査委員会</b> 5名中4名が独立社外取締役	

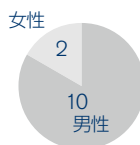
### 国籍とジェンダーに関する多様性

国籍数

5カ国

ジェンダー

17%  
女性



## 取締役会独立性基準

取締役会の高い独立性を担保するため、日産は、独立取締役の条件を厳密に定めています。独立取締役は、以下の各号のいずれにも該当しないことが求められます。

該当してはならない項目		
1	日産の役員及び使用人である（現在もしくは過去10年間）	8 日産の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは税理士である
2	日産の主要株主である（現在もしくは過去5年間）	9 日産から財産上の多額の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントである
3	日産が主要株主である会社において、現在、取締役、監査役、会計参与または業務執行者である	10 日産から多額の支払いを受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームの社員、パートナー又は業務執行者である
4	日産の主要取引先である	11 上記各項目のいずれかに該当する者の家族
5	日産から多額の寄付又は助成を受けている組織の業務執行者である	12 日産で6年間を超えて取締役の職にあった者
6	日産から取締役の派遣を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与又は業務執行者である	13 以上の各号のほか、当社の少数株主を含む全株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
7	日産の主要債権者である	

\* 上記は、「日産自動車株式会社取締役独立性基準」で規定する全要件の一部を抜粋したものです。

詳細は、日産の公式サイトに公開されている全文をご参照ください。

[https://www.nissan-global.com/PDF/190625-02\\_02\\_JP.pdf](https://www.nissan-global.com/PDF/190625-02_02_JP.pdf)

## 執行役の体制

執行役は、取締役会決議により委任された業務の執行を決定するとともに、その執行を担っています。また、会社の重要事項や日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する会議体を設置するとともに、効率的かつ機動的な経営を行うために、業務執行については明確な形で執行役員および従業員に権限を委譲しています。2020年3月末時点で、執行役として8名（うち、代表執行役2名）が選任されています。

\* 各執行役に関する詳細はこちらをご覧ください

<https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

## 内部統制システムの基本理念

日産は、優れた価値をすべてのステークホルダーに提供することを目指し、その基盤となる健全なガバナンス体制を構築すべく、さまざまな取り組みを行っています。この基本理念のもと、取締役会では、会社法に定める内部統制システムおよびその基本方針を決議しました。取締役会はその責任において、体制と方針の実行状況を継続的に注視するとともに、必要に応じて変更・改善を行っています。2007年に設立された『内部統制委員会』の議長はCEOが務め、取締役会の監督下に置かれます。すべての執行役、執行役員およびその統括下の各部署、また関連会社は、議長の指揮下で連携し合い、内部統制システムのさらなる改善に努めます。

\* 内部統制システムに関する詳細は「日産コーポレートガバナンスオーバービュー」(46p)をご覧ください

[https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Overview\\_JP.pdf](https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Overview_JP.pdf)

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

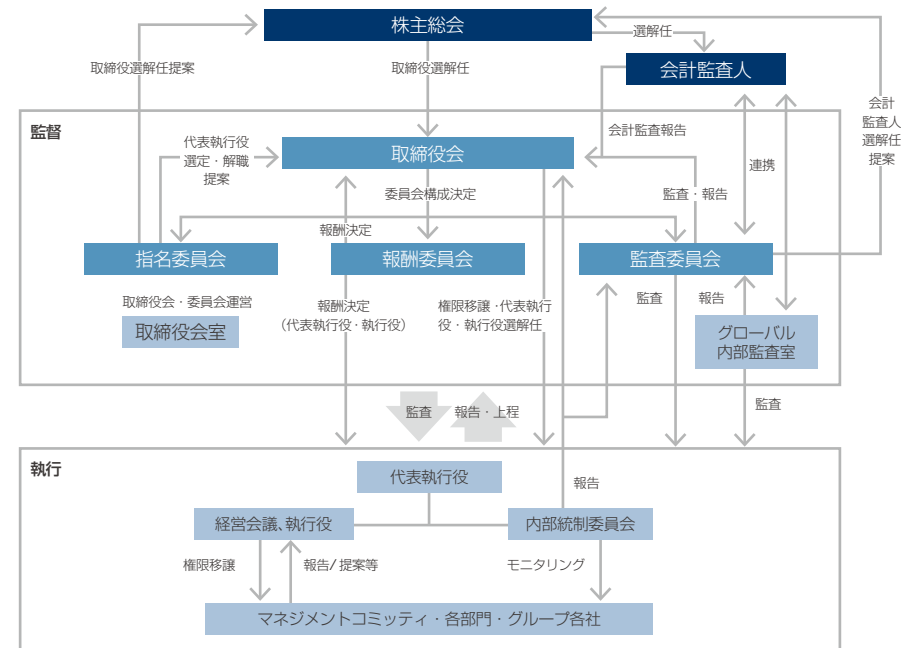
## 監査の体制

日産では、社外取締役、監査委員会、内部監査部門および外部の会計監査人が連携することで、内部統制システムの実効性をさらに向上させています。社外取締役は、独立性を有するため取締役会をけん引し、取締役会において経営の基本方針を決定するとともに、取締役、執行役などの職務の執行を監督します。また、監査委員会は内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行い、内部監査部門は、継続的に職務の執行状況および発見事項などを報告しています。会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しています。

## 独立した組織による内部監査

日産は、独立した組織であるグローバル内部監査機能を監査委員会の管轄のもと、設置しています。各地域では統括会社に設置された内部監査部署が担当し、販売金融およびITの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置しています。チーフ インターナル オーディット オフィサー (CIAO) の統括のもと、すべての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施されています。

## コーポレートガバナンス体制図



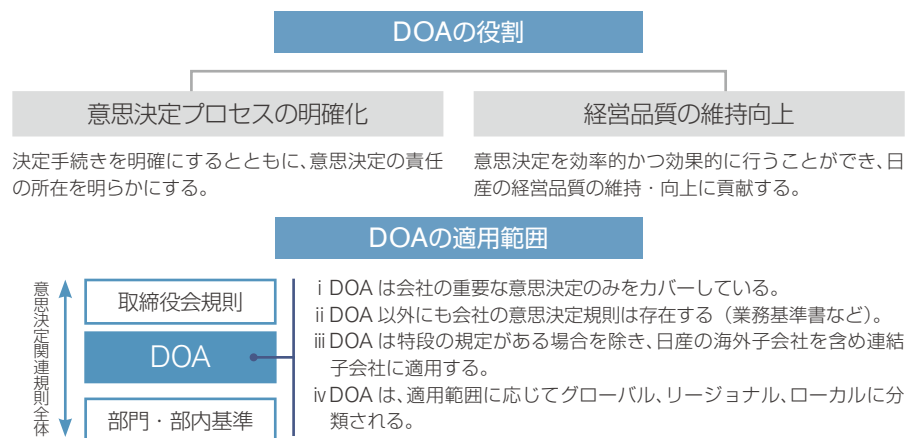
目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

GRI102-19

GRI102-25

## 権限基準書の概要

DOAはDelegation of Authority(権限委譲)の略で、会社の重要な意思決定に誰が関与するのかについて定めたものです。



## 権限基準書の統制

意思決定プロセスの明確化および経営品質の向上を図るために、公正かつ透明性の高い権限基準を適切に整備し、厳格に管理しています。

- 01 厳格性**  
DOAの改定、新設および削除においては、役員が議長となっているDOAコミッティにて厳格に管理されている。
- 02 透明性**  
DOAは、誰が起案し、誰が助言し、誰が決定するのが適切かをあらかじめ定め、それぞれの権限と責任を明確にしている。また、それをインターネット上に公開し透明性を高めている。
- 03 公正性**  
起案者と決定者以外にも、起案された承認事項に関して、専門的見地から助言するバリデーターをそれぞれのDOAに設定し、公正性を担保している。
- 04 実効性**  
各部門にDOA担当者を、または、各地域にDOAコーディネーターを設置し、DOAの効率的な運用およびグローバルでのDOAマネジメントの向上を図っている。

## 利益相反の回避

取締役および執行役と会社の利益が相反する取引については、事前にと取締役会の承認を得ること、および取引後に当該取引に関する重要な事実を取締役会に報告することを取締役会規則に規定しています。また、利益相反の可能性を考慮し、代表執行役は、主要株主もしくはアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社およびその子会社、関連会社の取締役、執行役その他の役職員を兼任してはならず、当社の代表執行役就任時に当該役職員に就任している場合には、速やかに兼任を解消するための措置をとるものとしています。監査委員会の委員の選定にあたっては、少数株主との間の利益相反などを考慮し、主要株主またはその子会社、関連会社において取締役、執行役その他の役職員を務めた経験（日産からの派遣によるものを除く）を有する者が監査委員会の委員となることは望ましくないと規定しています。

2019年には取締役利益相反解消指針を制定、取締役と会社との利益相反とは何かを定義し、取締役に対し利益相反または潜在的な利益相反を報告する義務を課すとともに取締役の利益相反を解決するプロセスなどを規定しています。

目次	CEOメッセージ	CSOメッセージ	コーポレートパーパス / ESG特集	日産のサステナビリティ	日産のSDGsへの貢献	ルノー・日産自動車・三菱自動車のアライアンス
環境	社会性	ガバナンス	ESGデータ集	本レポートの編集方針	GRI内容索引	投資家向け索引

GRI102-25

## 取締役利益相反解消指針の3つの柱

### 「取締役利益相反解消指針」の3つの柱

#### 報告義務



各取締役は、以下2つの継続的な義務を負う：

- i 特定の利益相反が新たに生じたこと、またはその可能性を認識した際に、直ちにこれを報告する義務
- ii 取締役会または委員会に関連して提供を受けた資料により特定の利益相反を認識した場合、当該会議に先立ちこれを報告する義務

#### 解消グループ



「取締役利益相反解消グループ」は、最低3名の独立取締役で構成され、そのうち1名は「利益相反解消グループ長」（監査委員会の委員長である独立取締役）として当該グループを統率する。利益相反解消グループ長は、報告がなされた特定利益相反に関し、いずれかの取締役について、以下を阻むことができる：

- i 関連する取締役会または委員会資料の受領
- ii 関連する取締役会または委員会の審議への参加
- iii 関連する取締役会または決議への参加

#### 解消手続き



特定の利益相反を、取締役会や委員会の事前・最中・事後に解消するための手続きは以下を含む：

- i 確認されたすべての特定利益相反はデータベースにて管理する
- ii 特定利益相反が検出され、その取扱いに関して事前の決定が行われていない場合、当該事項に関する審議は中断もしくは延期する
- iii 特定利益相反のあるメンバーを当該事項に関する審議から除外する

\*「コーポレートガバナンス報告書」に関する詳細はこちらをご覧ください  
[https://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/GOVERNANCE/g\\_report.pdf](https://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/GOVERNANCE/g_report.pdf)